令和7年度 中小企業金融のしおり

山梨県の制度融資とは・・・

県と金融機関が協調して、原則として県信用保証協会の保証をつけて中 小企業向けの融資を行います。

県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利率・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

金融機関にお申し込みいただき、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。

https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/sinkousikin/sinkousikin.html

山梨県 商工業振興資金

検索

令和7年4月の改正内容

- 融資利率 政策金利の引き上げ等に伴い、商工業振興資金及び短期事業 資金の利率を一律 0.1%引き上げ
- 経営再生支援融資事業再生実施関連保証制度(全国統一の保証制度)に合わせて対象要件の拡充等
- その他字句の修正等

融資全般についてのご相談は

中小企業金融相談窓口 TEL:055-223-1554

山梨県商工業振興資金のご相談は

県庁・産業振興課 TEL: 055-223-1537

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階

山梨県産業政策部

ご利用いただける方

県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者(法人・個人、組合及びNPO法人)

◇中小企業者とは : 従業員数、資本金のいずれかが次に該当する企業

	業種	従業員数	資本金·出資金
サー	ビス業	100人以下	5千万円以下
小売	業	50人以下	5千万円以下
卸売	業	100人以下	1億円以下
製造	業・その他(建設・運送・鉱業)	300人以下	3億円以下
特	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
	ソフトウェア業	300人以下	3億円以下
	情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
例	旅館業	200人以下	5千万円以下
	医療法人	300人以下	(条件なし)

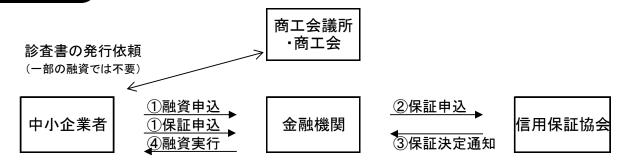
◇組合とは : 法律に基づき設立された次の組合及びその連合会

事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等

◇NPO法人とは : 従業員数が300人(小売業の場合は50人、卸売業及びサービス業の

場合は100人)以下のNPO法人

融資の流れ



- ◇ 金融機関・保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。
- ◇ 保証を付けない融資についても、金融機関へお申し込みください。

取扱金融機関

山梨中央銀行甲府信用金庫山梨信用金庫山梨県民信用組合都留信用組合商工組合中央金庫みずほ銀行りそな銀行三井住友銀行三菱 UFJ 銀行JA 北富士JA 鳴沢村JA クレインJA フルーツ山梨JA ふえふき

JA 山梨みらい JA 南アルプス市 JA 梨北 JA 山梨信連

※一部の融資については、都市銀行での取扱がありません。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

県では「中小企業金融相談窓口」を設置し、県の融資制度の紹介や、様々な金融に関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

相談日 十曜、日曜、祝日を除く毎日

相談時間 午前9時~午後4時(正午から1時までを除く)

相談場所 県庁別館3階 中小企業金融相談室

相談体制 専門相談員 1 名(勤務日:水・木・金)、産業振興課員 **問合せ先** 中小企業金融相談窓口(産業振興課内) TE 055-223-1554

こんな時に利用できます

※融資名と番号は次ページからの一覧表の番号、融資名に対応しています。

事業運営資金の融資を受けたい

- ・通常の事業運営に資金が必要なとき ・・・・・・・・ ①事業促進融資
- ・小規模事業者で事業運営に資金が必要なとき ・・・・・ ②小規模企業サポート融資
 - ③小規模企業強化融資

起業・創業したい

・新規に開業するとき ・・・・・・・・・・・・ ④起業家支援融資

事業を引き継ぎたい

事業承継のための資金が必要なとき・・・・・・・・・・・・・・・⑤事業承継支援融資

新たな事業展開を図りたい

- ・医療機器・介護機器分野に関連する事業のための資金が必要なとき
 - ⑨医療機器関連分野支援融資
- ・観光産業で地域資源を活かした取組みを行うとき ・・・・ ⑩観光産業振興融資
- ・業種転換、経営多角化、新技術・新製品の研究開発、企業化等の資金が必要なとき
 - ⑥新分野進出支援融資
- ・成長分野に関連する事業のための資金が必要なとき・・・・ ⑦成長やまなし応援融資
- ・企業立地のための資金が必要なとき ・・・・・・・・ ⑧企業立地促進融資

生産性向上、働き方改革を図りたい

・生産性向上、働き方改革に取り組むとき・・・・・・・ ⑦成長やまなし応援融資

資金繰りを改善したい

- ・取引先が倒産し売掛金が回収不能となったとき ・・・・・ ①経済変動対策融資 (連鎖倒産防止関係)
- ・最近3か月の売上高が前年同期比5%以上落ち込んで・・・ ①経済変動対策融資いるとき、又は、仕入価格が上昇しているときなど (不況業種対策関係) (経済危機・災害復旧関係)

経営改善に取り組みたい

- ・中小企業活性化協議会等の支援を受けて事業再生に取り組むとき ・・⑫経営再生支援融資
- ・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ経営改善に ・ ⑬経営力強化支援融資 取り組むとき

事業環境を改善したい

- ・環境対策のための資金が必要なとき ・・・・・・・・ ④環境対策融資

山梨県商工業振興資金 融資制度

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人
	事業促進融	中小企業者等	事業運営に必要な資金	責任共有 2.2%	O. 225% ~O. 95% (県の補助後 の料率)	設備 5,000万円 7年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
	小規模企業 サポート 融 資	[中小企業信用保険法第2条第3項の小規模企業者] (NPO法人は対象外)	事業運営に必要な資金 (本融資申込額と保証協会の既保証債務 残高の合計が2,000万円以下であること)	全部保証 1.8%	0.25% ~1.1% (県の補助後 の料率)	設備 2,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 7年以内 (1年以内) 一企業限度 2,000万円	原則として無担保 原則として法人代表者以外 の連帯保証人は不要
事業	3	常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業にあっては5人)以下の法人・	事業運営に必要な資金	責任共有 1.8%	0. 45% ~1. 9%	設備 2,000万円 10年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 7年以内 (1年以内) 一企業限度 2,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
活性	④ 起業家 支援融資	②分社化しようとする者又は分社化後 5年未満の者 女性・若者・シニア支援枠	開業、分社化等に必要な資金 (ただし、NPO法人、医療法人は対象外) 	全部保証 1.6% 全部保証 1.4%	0.45% 又は0.65% (県の補助後 の料率)	設備 3,500万円 10年以内 (1年以内) 運転 3,500万円 10年以内 (1年以内) 一企業限度 3,500万円	担保:不要原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要スタートアップ創出促進保証制度を申し込む場合、法人
化		移住者支援枠 融資対象①の者で、県内に移住後5		全部保証 1.3%	- !		代表者の連帯保証人は不要
支援	事業承継支援融資	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①中小企業経営承継円滑化法に基づく	事業承継に必要な資金 (※)融資対象①については、認定を受けた 中小企業の代表者個人も融資対象	責任共有 1. 5%	O. 1% ~O. 95% (県の補助後 の料率)	設備 1億円 10年以内 (2年以内) 運転 5,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 1億円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
	⑥ 新 分 野 進 出 支 資	中小企業者等	①他の業種への転換又は品種転換に 必要な資金 ②多角化経営に必要な資金 ③営業譲受等を行う資金 ④中小企業等経営強化法の 経営革新計画認定に基づく資金 ⑤デザイン及び新技術・新製品等の研究 開発や企業化・商品化に必要な資金 ⑥企業体質強化のための販路開拓等 (海外を含む)に必要な資金	責任共有 1.6%	~0.95% (県の補助後 の料率)	運転 3,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 8,000万円	
	やまなし	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①生産性向上に関連する認定等を 取得するなどしているもの ②働き方改革に関連する認定等を 取得するなどしているもの ③成長分野に関係する事業を営むもの	事業運営に必要な資金 (融資対象によっては、資金使途に 定めがある場合があります)	責任共有 1.6%	~0. 95%	設備 1億円 10年以内 (1年以内) 運転 2,000万円 5年以内 (1年以内) 一企業限度 1億円	

資金名	融	資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	担保保証人
支援資金	8 企業 促進	立地融資	次のいずれかに該当する者 ①工業団地等に立地しようとする企業 ②県外から県内に事業所等を移転しようと する事業者	立地するために必要な資金	責任共有 0.8%	の料率)	設備 5億円 土地取得費を含む	10年以内 (3年以内) ;	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
定産業	関連	機器産業融資	中小企業者等	医療機器・介護機器関連分野に関係する製品(関連する部品を含む)の研究開発、製造又は販路開拓を行うために必要な資金	責任共有1.6%	O. 225% ~O. 95% (県の補助後 の料率)	設備 1億円 運転 2,000万円 一企業限度 1億	10年以内 (1年以内) 5年以内 (1年以内) 円	
振興資金	10 観光振興	産業融資	観光分野に関係する事業を営む中小企業 者等	地域資源や「やまなしブランド」を活用した 事業に必要な資金	責任共有 1.6%	O. 225% ~O. 95% (県の補助後 の料率)	設備 1億円 運転 2,000万円 一企業限度 1億	10年以内 (2年以内) 5年以内 (1年以内) 円	
		連鎖倒産防止 連鎖倒産防止	中小企業者等	取引先企業の倒産等による連鎖倒産 防止に必要な資金	責任共有 償還期間 5年以内 1.6% 10年以内 1.8%	(大型倒産)の ^は ・全部保証	運転 8,000万円 保険法第2条第5項第1 場合 年以内 1.4% 10年	10年以内 (1年以内) 号【SN1号】	
経営	① 経 ·	ガ 関業 区種	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の 町村長から認定を受けた者【SN5号】 (中小企業庁HP) https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu no		責任共有 償還期間 5年以内 1.4% 10年以内 1.6%	0. 8%	運転 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
安	済 変 動	符営	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月間の売上高等が前年同期と比 ②最近1か月間の売上高等が前年同期と比 2か月間を含む3か月間の売上高等が20 ③中小企業信用保険法第2条第5項第7号、	ベ20%以上減少し、かつ、その後の %以上減少見込みの者	責任共有 1.7%	0. 45% ~1. 9% (③の場合 0. 75%)	運転 2,000万円	10年以内 (1年以内)	
定資金	対策融。	対策関係 経営環境変動	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月間の売上高又は受注量が前年 ②原油や原材料価格の高騰により、最近3か は「販売費及び一般管理費」の割合が前年	:同期と比べ5%以上減少している者 >月間の売上高に占める「売上原価」又 同期に比べ増加している者	責任共有 償還期間 5年以内 1.6% 10年以内 1.8%	0. 45% ~1. 9%	運転 5,000万円	(1年以内)	
	資	災害復旧関 経済危機	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の町村長から認定を受けた者【SN4号】 (中小企業庁HP) https://www.chusho.meti.go,jp/kinyu/sefu_no 激甚災害に対処するための特別の財政援助基づく指定区域内において、事業実績があり受けたことについて市町村長から証明を受け	et 4gou.html 等に関する法律第2条第1項の規定に 、かつ、同法の指定災害により直接被害を	全部保証 1.5%	0. 9%	設備 5,000万円 運転 5,000万円 一企業限度 5,000 設備 5,000万円 運転 5,000万円 一企業限度 5,000	(1年以内) 10年以内 (1年以内))万円 10年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人
	① 経済危機·		害等により、原則として1カ月間の売上高 り、かつ、その後の2カ月間を含む3か月	全部保証 1.5%	0. 8%	設備 5,000万円 10年以内 (2年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (2年以内) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
	動物物質	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①被災区域内に事業所を有し、平成23年東 当該事業所に直接損害を受けた者 ②平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避 ③被災区域内で震災前から継続して事業を行	子力発電所の事故による災害に際し、 難準備区域内に事業所を有する者	全部保証 1.5%	0. 8%	設備 3,000万円 10年以内 (2年以内) 運転 3,000万円 10年以内 (2年以内) 一企業限度 3,000万円	
	融 係災	後、原則として最近3カ月間の売上高等が 10%以上減少している者	震災の影響を受ける直前の同期比	青森県、茨城	成県、福島県の全 成県、栃木県、埼	玉県、千葉県、新潟県、長野県の一部 1	4
経	経 営 再 生 支 援 融 資	経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画を実施し、事業再生計画実施関連保証を利用する中小企業者		全部保証(注1) 2. 2%		設備 5,000万円 10年以内 (1年以内) (1年以内) 運転 5,000万円 10年以内 (1年以内)	
営			(注1)全部保証(100%保証)の既往借入金を同 限る。	可観以内で借り換え	てる場合に	一企業限度 5,000万円	
安定資金	経 党 力	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに実行及び進捗の報告を行う中小企業者	事業計画の実施に必要な資金 但し、セーフティネット5号の利用は、既往 の新型コロナウイルス感染症関連保証に 係る借入金を借り換える場合に限ります。 【新型コロナウイルス感染症関連保証を付した 県制度融資】・経済変動対策融資(新型コロナウイルス感染症対策関係)(ゼロゼロ融資)に係る既往借入金・新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係る既往借入金・経済変動対策融資(経済危機・災害復旧関係)(SN4号、危機関連保証(いずれも新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))に係る既往借入金・新型コロナウイルス感染症関連借換融資(SN4号)に係る既往借入金・新型コロナウイルス感染症関連借換融資(SN5号:危機関連指定期間期間中に信用保証協会が受付・実行したものに限る。)に係る既往借入金・経済変動対策融資(不況業種関係)(危機関連指定期間中に保証協会が受付・実行したものに限る。)に係る既往借入金・経済変動対策融資(不況業種関係)(危機関連指定期間中に保証協会が受付・実行したものに限る。)に係る既往借入金・経済変動対策融資(不況業種関係)(危機関連指定期間中に保証協会が受付・実行したものに限る。)に係る既往借入金		0. 45% ~1. 75%	設備 1億円 7年以内 (1年以内) 運転 1億円 5年以内 (1年以内) 但し、借換資金を含む場合 10年以内(1年以内) 一企業限度 1億円	

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率		貸付限度額	償還期間 (据置期間)	担保保証人
	環境対策		①事業活動で生じる大気の汚染、水質の 汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を 防止するための施設整備に要する資金 ②ISO14000認定取得のための施設・ 設備の整備に要する資金 ③地震災害の防止対策のための施設・ 設備の整備に要する資金 ④特定防火対象物の防火対策のために 必要な施設・設備の改善に必要な資金 ⑤リサイクル等に資する施設・設備の 整備に要する資金 ⑥自動車等に係る粒子状物質減少装置 の整備に要する資金	責任共有 1.9%	0. 45% ~1. 9%		5,000万円	7年以内 (1年以内)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
等			①山小屋等のトイレの整備に要する資金⑧産業廃棄物を処理するための施設・				5,000万円 2億円	10年以内 <u>(1年以内)</u> 10年以内	
対策			© 産業廃業物を処理する活めの地設・ 設備の整備に要する資金及び産廃 業者の運転資金			運転	2,000万円 ((2年以内) 7年以内 (2年以内)	
資		脱炭素枠 右の資金使途に該当する場合	⑨「代替フロン」「脱フロン」のための設備 整備に要する資金	責任共有 1.6%]		5,000万円	10年以内 (1年以内)	
金			(1) EV・FCV・低排出ガス車に認定された 自動車の購入に要する資金 (1) 省エネルギー・再生可能エネルギー に資する施設・設備の整備に要する資金 (2) 水素エネルギーを活用した施設・設備の 整備に要する資金				1億円	10年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	
	① 福 祉 の まちづくり 推進融資		事業所、店舗等の新築及び改修に際し、障害者等に配慮した施設・設備の整備に要する資金	責任共有	0. 45% ~1. 9%	設備	3,000万円	7年以内 (1年以内)	

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関のリスク負担はゼロ)する制度です。

[※]保証を条件としない場合の利率は、責任共有の利率に0.1%上乗せした利率となります。

[※]事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記信用保証料に0.25~0.45%の保証料が上乗せとなります。保証要件等については信用保証協会にお問い合わせください。

成長やまなし応援融資 対象一覧

	区分	融資対象		認定制度などについての お問合せ先・電話番号	
4-4-	h44-4 1	(1) 中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定事業者 (2) BCP を作成または見直し、その内容が事業継続のための取組として適切なも のであることについて、山梨県中小企業団体中央会の確認を受けた事業者		各市町村の産業展開部署	055-237-3215
生産	性句上	(3) 「事業継続力強化計画」、「連携事業継続力強化計画」の認定事業者 (4) 「やまなしグリーン・ゾーン認証」の認証を受けた事業者(1年以内) (5) スリーアップ推進宣言企業登録事業者		関東経済産業局 中小企業課 山梨県 感染症対策グループ 山梨県 労政人材育成課	048-600-0321 055-223-1318 055-223-1561
働き	方改革	(6) YAMANASHI ワーキングスタイルアワードを受賞した事業者 (7) 「やまなし人口減少危機突破共同宣言」賛同事業者	(6)	山梨県 労政人材育成課 山梨県人口減少調査研究グループ	055-223-1561 055-223-1841
	子育て 女性活躍	(8) 「山梨えるみん」の認定事業者 (9) 男女共同参画推進事業者等表彰を受けた事業者 (10) 「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定事業者 (11) 「えるぼし」の認定事業者	(9) (10)	山梨県男女共同参画・外国人活躍能	055-223-1358 055-223-1358 055-225-2851 055-225-2851
	若者・障害者 雇用	(12) 「ユースエール」の認定事業者(13) 「もにす」の認定事業者(14) 障害者雇用優良事業所等表彰を受けた事業者	(13)	山梨労働局 職業安定課 山梨労働局 職業対策課 山梨県 労政人材育成課	055-225-2857 055-225-2858 055-223-1561
	健康、安全衛生	(15) 「やまなし健康経営優良企業」の認定事業者 (16) 「健康経営優良法人」の認定事業者 (17) 「安全衛生優良企業」の認定事業者	(16)	山梨県 健東増進課 経済産業省 ヘルスケア産業課 山梨労働局 健康安全課	055-223-1493 03-3501-1511 055-225-2855
ŀ	地域貢献	(18) 「消防団協力事業所」の認定事業者(2年以内)	(18)	各市町村の消防製・監署	
成長	分野	(19) 以下の分野に関係する事業を営むもの ① 水素・燃料電池関連産業 ② 地域資源や「やまなしブランド」を活用する製造業、商業・サービス業 (観光産業振興融資の対象となるものを除く) ③ 県産の農林水産物を活用した製品の製造・加工・販売関連産業 ④ クリーンエネルギー関連産業 (20) やまなしトライアル発注商品等認定制度の認定事業者(設備資金は、認定された商品等に係るものに限ります。)	(19)	山梨県 産業振興課 山梨県 スタートアップ・経営支援課	055-223-1538 055-223-1541
SD	Gs	(21)「やまなしSDGs登録制度」の登録事業者	(21)	山梨県知事政策局政策企画グループ	055-223-1553

注 認定などの有効期間の定めがあるものは、その期間内であるもの、定めがないものは、原則として認定などを受けてから3年以内のものが対象です。

融資申込時 必要書類一覧

県が定める様式は、全て県ホームページでダウンロードできます。(「山梨県 商工業振興資金 様式」で検索)

		小規模											経済変重	力策融資								
区分	事業促進 融資	かが、大学企業サポート融資	小規模 企業 強化融資	起業家 支援融資	事業承継 支援融資	新分野 進出支援 融資	成長 やまなし 応援融資	企業立地 促進融資	明本本業			関連産業 既元性素 支援融資 振興融資 選	連鎖倒産防止関係		経営 安定化 特別関係	経営環境 変動対策 関係	経済危機 災害復旧 関係	東日本大 震災復興 関係	経営再生 支援融資	経営力 強化支援 融資	環境対策 融資	福祉の まちづくり 推進融資
申込書(様式No.1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									0	0		
条件変更申込書(様式No.1-2) ※条件変更の場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
財務書類(直近2期の決算書) (※は事業開始後1年以上経過の場合)	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
納税証明書 (県税に未納の税額のないことの証明書)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
診査書 (商工会議所若しくは商工会) (※は指定の成長分野に係るものに限る)	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0									0			
見積書 (設備資金のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0		
証明書(建築基準法等により許認可を必要と する場合、関係省庁の発行したもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0	0	0		
承諾書(新築、増改築する店舗等が借家、借 地の場合、所有者が作成したもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0	0	0		
許認可等の写し (必要な業種に限る)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
市町村長が発行する認定書 (※は必要な場合に限る)											0%	0	0%		0	0		0%				
申立書											0		0	0								
市町村長が発行する罹災証明書 (※は必要な場合に限る)															0	0						
事業計画書 (※は必要な場合に限る)				0	0	0	0%	0	0	0							0		0	0		
事業行動計画書																		0				
要件に該当することが確認できる資料 (必要な場合に限る)				0			0															
金融機関等意見書						0																
支援内容を証明する書面 (※は必要な場合に限る)					0%																	
運転資金使途明細書						0																
「経営力強化保証}申込人資格要件等届出書																		0				

[・]申込者がNPO法人である場合、上記書類に加えて、特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等が必要になります。 ・借換の場合は、通常の新規融資の申込みと同様に申込書(様式No.1)、各融資における必要書類に加え、事業計画書、金融機関の同意書を添付して申込んでください。

各種制度のご案内

短期事業資金(運転資金)

	1-7-7							
融資対象	年利	率	貸付期間	貸付限度額	取扱窓口			
従業員数20人以下の小規	責任共有	1.7%	6ヶ月以内	法人、個人とも、	山梨中央銀行・信用金庫・			
模企業者	保証なし	1.8%		500 万円	信用組合			
事業協同組合等	責任共有	責任共有 1.5%		7,000 万円	商工中金			
	保証なし	1.6%						
事業協同組合等の構成員	責任共有	1.7%		500 万円				
	保証なし	1.8%						

※ 商業・サービス業は5人以下

設備貸与制度

()は、特別料率

融資対象	区分	料率	貸与期間	限度額	取扱窓口
従業員数 20 人以	割賦	2.00%	10 年以内	100 万円	やまなし産業支援機構
下の小規模企業		(1.4%又は 2.6%)	(据置1年以内)	~1 億円	電話 055-243-1888
者等※	リース	$2.959 \sim 1.001\%$	3 年~10 年		
	料率	$(2.928 \sim 0.973\%)$			
		又は			
		$(2.990\sim 1.028\%)$			
中小企業者	割賦	2.05%	10 年以内		
		(1.45%又は 2.65%)	(据置1年以内)		
	リース	$2.962 \sim 1.003\%$	3 年~10 年		
	料率	$(2.930 \sim 0.975\%)$			
		又は			
		$(2.993 \sim 1.030\%)$			

※ 商業・サービス業は5人以下

信用保証協会のご案内

山梨県信用保証協会は、中小企業のみなさんが、金融機関から融資を受けられる場合に、みなさんの保証人となって借り入れを容易にすることを目的に設立された公共機関です。

山梨県信用保証協会

本 所 甲府市飯田 2-2-1 (中小企業会館内) (055)235-9700代 富士吉田支店 富士吉田市下吉田 2-31-14 (0555)22-0992代

◎ 山梨県信用保証協会では、おおむね次の条件を満たした中小企業者を対象としております。

規模(資本金額と常時使用する従業員数)

業種	資本金	従業員
製造業等	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下

- ※規模は資本金か従業員のうち、どちらか一方が適 合していればよいことになっています。
- ※事業協同組合等も対象となります。
- ※一部保証の対象とならない業種がありますので、 保証協会または金融機関にお尋ねください。
- ※製造業等には、運送業、建設業、鉱業を含みます。
- ◎ 山梨県信用保証協会では、一般保証や根保証などさまざまな信用保証を用意しています。 また、一般保証とは別枠で利用できる特例保証制度もあります。
- ② ご負担いただくのは信用保証料だけです。県の制度融資ご利用時の信用保証料は、原則として 年率 1.90%以内です。